

山口県報

平成19年
3月13日
(火曜日)



山口県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県条例第三十二号

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

山口県議会委員会条例（昭和三十一年山口県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条総務企画委員会に関する部分中、「総合政策局」を削り、「地域振興部及び出納局」を「総合政策部及び地域振興部並びに会計管理者」に改め、同条中「厚生委員会 九人」を「厚生委員会 八人」に、「商工労働委員会 九人」を「商工労働委員会 八人」に、「農林水産委員会 九人」を「農林水産委員会 八人」に、「文教警察委員会 九人」を「文教警察委員会 八人」に改める。

第五条第一項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らないで指名することができる。

第五条第三項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らないで変更することができる。

第十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

附 則

目 次

条例
山口県議会委員会条例の一部を改正する条例……………

山口県知事 二 井 関 成

平成十九年三月十三日印刷
平成十九年三月十三日発行

発行人
所

山口県知事
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

この条例は、平成十九年四月三十日から施行する。ただし、第二条総務企画委員会に関する部分の改正規定は、同月一日から施行する。